

高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び重度心身障害者等が医療機関へ通院のためタクシーを利用する場合、その料金を助成するものです。

対象者

玉城町に住所を有し、非課税世帯の方で①～④のいずれかを満たし、⑤～⑧に該当しない方

① 下肢・体感・移動機能障がいⅠ～Ⅲ級、視覚障害Ⅰ級若しくはⅡ級、内部障害Ⅰ級に該当する方

② 精神保健福祉手帳の交付を受けている方

③ 療育手帳交付を受けている方

④ 介護保険法で要介護Ⅰ以上の認定を受けている方

次の条件に該当する方は対象から除きます

⑤ 施設に入所をしている方

⑥ 自動車税減免を受けている方

⑦ 玉城町高齢者及び重度身体障害者タクシー料金助成事業実施要綱の対象者

⑧ 玉城町じん臓機能障がい者通院交通費補助事業実施要綱の対象者

交付枚数

Ⅰ枚 600円の助成券をⅠカ月あたり4枚交付します

※助成券の再交付はできません

利用内容

医療機関へ通院のためのタクシーを利用する場合に使用できます

申請方法

利用者は「玉城町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成券交付申請書（様式第Ⅰ号）」を玉城町保健福祉課地域共生室に提出してください

利用方法

（Ⅰ）「玉城町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業実施事業所一覧」の事業所に直接ご予約ください。

事業所に予約の際に「玉城町高齢者及び重度心身障害者タクシー料金助成事業の助成券を利用する」旨をお伝えください。

（Ⅱ）利用券には、乗車年月日をご記入ください。（記入例参照）

（Ⅲ）Ⅰ回の乗車料金が600円未満の場合は、その乗車料金を記入し、使用してください。

（Ⅰ回の乗車料金が600円以上の端数には使用できません。この場合は、現金でお支払いください）

（Ⅳ）降車の際に助成券を実施事業所の乗務員にお渡しください。

助成券の有効期限 申請した日の年度末 まで